

平成十八年一月三十一日受領  
答 弁 第 五 号

内閣衆質一六四第五号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

御指摘の文書は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくために当該文書を必要とすると考えられる外務省職員を想定して作成し、必要に応じて告知したものである。当該文書の考え方は、現在も妥当なものと考ええる。

二について

外務省職員とは、一般に、外務省に属する職員をいう。

五について

御指摘のような文書は存在しない。